

令和5年3月17日

各位

宮崎第一信用金庫  
理事長 落合 眞一

### 不祥事件の発生のお知らせとお詫びについて

この度、まことに遺憾ながら当金庫におきまして、職員による不祥事件が発生致しました。本件の概要は下記のとおりです。信用を第一とし、社会的、公共的な役割を果たすべき金融機関としてこのような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省すると共に、被害に遭われたお客様をはじめ、日ごろからご愛顧やご支援を賜っておりますお客様、地域や会員の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、皆さまからの信頼回復に向けて、再発防止に取り組んでまいり所存でございます。

### 記

#### 1. 事件の概要

事故の概要	事故者の親族および知人に対し借入を依頼、または無断で親族の名義を借用して不正に融資を実行、その融資金を横領し、自身の生活費・遊興費や借金の返済充当に利用していたものです。
発生店	本店営業部、神宮支店、吉村支店、和知川原支店、清武支店
発覚日	令和5年2月15日
事故者	融資担当職員（男性34歳）
発生期間	平成24年5月～令和5年2月
累計事故金額	現時点43,450千円（被害者は5顧客、32件）
事故金額	現時点30,586千円 ※事故金額については、当金庫より弁済しております。
発覚の経緯	融資部管理課が定期的に行っている棚卸作業の中で、清武支店から未提出の書類が7件あることが判明し、それを早急に提出するよう、事故者に対して督促を行っていました。しかし、事故者への連絡が不通状態となったことから、監査部による「特別監査」を行い、その結果、未提出書類の中に融資金流用疑惑が浮かび上がり発覚したものです。
事件の手口	イ) 事故者の親族1名および知人1名に対して、自身のノルマ獲得のためと称し借入を依頼し、実行した融資金を横領。 ロ) 親族2名については、事故者が無断で申込書等に記載・事故者自身が作成し保有する印鑑を押印して実行した融資金を横領。 ハ) 親族1名に対しては、他の親族2名から借りているお金を返済するために協力してほしいと依頼し、実行した融資金を横領。 横領した融資金は自身の生活費・遊興費（パチンコ等）や借金の返済充当に利用。

#### 2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様に対して、現時点で判明している事実関係を説明のうえ、深くお詫び申し上げますとともに事件発覚後、被害を受けられたお客様には謝罪を行いました。横領した金額については、当金庫より全額弁済しております。

3. 当局・警察への届出

本事件については、既に警察に連絡するとともに監督官庁等関係機関へ報告しております。

4. 事故者及び理事長以下関係者の処分

事故者については、懲戒解雇処分予定としており、今後、刑事告訴を行う予定です。

また、理事長以下関係役職員については、経営責任、管理・監督責任の上から、内部調査の結果等を踏まえ、当金庫の関係諸規程に則り厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

当金庫は、お客様や社会の信頼にお応えするため、信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして企業活動を遂行して参りましたが、このような事件を発生させたことに対して、これまでの取組みが不十分であったことを深く反省致しております。

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、今後は二度とこのような事件を起こさないようコンプライアンス意識の更なる醸成とともに内部管理態勢の一層の充実・強化に向けて役職員一同全力を挙げて取り組んでまいります。

また、現時点で把握している概要は上記のとおりですが、まだ、把握できていない事実があるかも知れません。本件と同様の手口や当金庫との取引で疑義などございましたら、以下までお問合せ下さいますようお願い致します。

6. 本件に関するお問い合わせ先

- ・宮崎第一信用金庫 総務部 コンプライアンス課 (担当 高橋 上元)
- ・Tel 0985-22-5111 (※17時30分以降 0985-22-5113)
- ・Fax 0985-28-9560

以 上